

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
4月23日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示の一部改正（給与厚生課）……………
 - 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正（給与厚生課）……………
 - 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示の一部改正（給与厚生課）……………
 - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定（環境政策課）……………
- 公告
 - 一般競争入札の実施（税務課）……………
 - 土地改良区の役員の届出（農村整備課）……………
 - 一般競争入札の実施（水産振興課）……………



山口県告示第四百十号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示（昭和四十三年山口県告示第四百五十五号）の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示は、令和六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償については、なお従前の例による。

令和六年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 補償基礎額の表第二号のイ中「三千九百八十円」を「四千六十円」に改める。

山口県告示第四百十一号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示（平成四年山口県告示第六百五十三号）の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、令和六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

令和六年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

表中「五、一六六円」を「五、二六三元」に、「一三、二〇七円」を「一三、四四二円」に、「五、六九一元」を「五、八七二円」に、「六、一九四円」を「六、三八〇円」に、「一四、四一〇円」を「一四、八四二円」に、「六、五七四円」を「六、七一〇円」に、「一七、〇六七円」を「一七、六一九円」に、「六、七八二円」を「七、〇七八円」に、「一九、四五七円」を「二〇、六四九円」に、「七、一三九円」を「七、二六八円」に、「二一、二五八円」を「二一、九七一円」に、「七、二二二円」を「七、四三三円」に、「二二、四四四円」を「二二、八八六円」に、「七、一〇九円」を「七、二九〇円」に、「二四、六二五円」を「二四、九一六円」に、「六、六九八円」を「六、九七五円」に、「二四、八六三円」を「二五、三八五円」に、「五、六五一円」を「五、八六〇円」に、「二一、二四五円」を「二一、三三四円」に、「三、九八〇円」を「四、〇六〇円」に、「一五、八二七円」を「一六、〇七五円」に改める。

山口県告示第四百十二号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示（平成八年山口県告示第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、令和六年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和六年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

表常時介護を要する状態の項中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に、「七万七千八百九十円」を「八万二千二百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に、「三万八千九百円」を「四万六百元」に改める。

山口県告示第四百四十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域
 - 周南市開成町四五五の四四の一部、四五五の四六の一部、四五五の四八の一部及び四五五の四九の一部
- 二 特定有害物質の種類
 - クロロエチレン、四塩化炭素、一・二ジクロロエタン、一・一ジクロロエチレン、一・二ジクロロエチレン、一・三ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一トリクロロエタン、一・一・二トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当
 - 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。



(八二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和六年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 入札に付する事項
 - 次に掲げる物品等の借入れ
 - (一) 物品等の名称及び数量
 - 税務システム用機器 一式
 - (二) 物品等の特質等
 - 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 使用期間
 - 令和六年九月一日から令和十一年八月三十一日までの間
 - (四) 使用場所
 - 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課電子計算機室及び山口県総務部税務課
- 二 入札参加資格
 - 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (二) 政令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和六年山口県告示第三十七号）に基づく資格審査にお

- いて、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (五) 令和六年四月二十三日から同年六月四日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (六) 平成三十一年一月一日から令和六年四月二十三日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）に一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。
- (七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者（当該者から再委託を受けた者を含む。）でないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県総務部税務課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県総務部税務課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
山口県総務部税務課
 - (三) 受領期限
令和六年六月三日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和六年六月四日午後二時）
- 六 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室
 - (二) 日時
令和六年六月四日午後二時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
 - (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和六年五月十三日午後五時十五分までに山口県総務部税務課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和六年五月二十七日までに発送する。
 - 1 入札参加資格確認申請書
 - 2 納税証明書
 - 3 一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した書面
 - (五) 契約保証金
免除する。
 - (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和六年五月二十七日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三―三九六〇）に申請書を提出すること。
 - (七) 詳細については、山口県総務部税務課（電話〇八三一九三三―二二九三）に問い合わせること。
- 十一 Summary
 - (1) Division in charge of the contract: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of taxation computer system machinery.

- (3) Period of use: From September 1, 2024 to August 31, 2029
- (4) Place of Use: Computer Office, Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department and Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2293)
- (6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. June 3, 2024 (In brought in person: 2:00 P.M. June 4, 2024)

(八三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

令和六年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住所
下関市豊北町農地開発土地改良区	理事	杉井 正剛	下関市豊北町大字田耕九二一
〃	〃	永岡 学	〃 〃 〃 大字滝部二二六九
〃	〃	末田 利美	〃 〃 〃 一六六六
〃	〃	安村 芳次	〃 〃 〃 四三四二
〃	〃	松田 清	〃 〃 〃 一一〇一の一
〃	〃	白石 隆雄	〃 〃 〃 大字阿川一二八八
〃	〃	河田征四郎	〃 〃 〃 大字北宇賀二八九〇
〃	〃	市川 貴広	〃 〃 〃 大字滝部八五二
〃	〃	弘中 澄夫	〃 〃 〃 八二〇

二 退任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住所
下関市豊北町農地開発土地改良区	理事	杉井 正剛	下関市豊北町大字田耕九二一

〃	〃	永岡 学	〃	〃	大字滝部二二六九
〃	〃	佐々木 磯址	〃	〃	三七五四の六
〃	〃	末田 利美	〃	〃	一六六六
〃	〃	松田 清	〃	〃	一一〇一の一
〃	〃	白石 隆雄	〃	〃	大字阿川一二八八
〃	〃	河田征四郎	〃	〃	大字北宇賀二八九〇
〃	〃	藤田 芳幸	〃	〃	大字滝部三一一三の一

(八四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和六年四月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

- (一) 次に掲げる業務の委託
 - ① 業務の名称及び数量
漁業取締船せきしょうの定期検査業務(船体部) 一式
 - ② 業務の内容
入札説明書及び仕様書による。
 - ③ 履行期間
入札説明書による。
 - ④ 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (二) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- (三) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (四) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和四年山口県告示第七十九

号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(令和六年山口県告示第三十六号)に基づく資格審査において、船舶について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

令和六年六月十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和六年六月十二日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県漁業調整委員会室

(二) 日時

令和六年六月十二日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和六年五月二十七日午後五時までに、山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三三九一五)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三三三三三〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A regular inspection of the hull of the fisheries patrol boat *Sekisho*

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3530)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. June 11, 2024

(In case of bringing a tender: 11:00 A.M. June 12, 2024)

一 入札に付する事項

(一) 業務の名称及び数量

漁業取締船せきしょうの定期検査業務(機関部) 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和四年山口県告示第七十九号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定職務の種類等に関する告示(令和六年山口県告示第三十六号)に基づく資格審査において、機械、機器及び金属製品について特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

令和六年六月十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和六年六月十二日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県漁業調整委員会室

(二) 日時

令和六年六月十二日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和六年五月二十七日午後五時までに、山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三三三九一五)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三三三三三〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A regular inspection of the engine room of the fisheries patrol boat Sekisho

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry

& Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3530)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. June 11, 2024

(In case of bringing a tender: 10:00 A.M. June 12, 2024)

令和六年四月二十三日印刷
令和六年四月二十三日發行

發行人所

山口県知事